

**尾北教労からの提言と要請**

(はじめに)

5 日頃は、学校教育の充実と働きやすい職場づくりに向け、ご尽力されていることに敬意を表します。ここ数年、教職員の長時間過密労働の問題に対し、文科省や県教委、そして各市町や学校において、学校現場の多忙化解消にむけた取り組みが進められ、一定の成果を上げてきました。

10 コロナ感染症対策では、今年度も学校現場で多くの負担が生じています。また改訂学習指導要領の本格実施により、学習内容や授業時数が増え、子どもや教職員に一層の負担を強いています。さらに、GIGAスクール構想により1人1台のタブレットが導入されたことで、学校現場では不安と混乱が生じています。子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりにむけ、さらなる改善が求められています。

15 コロナ感染症予防のため、子どもたちは、マスクを着用し、身体的距離も離され、不安をかきたてられる中、豊かな人間関係を築きにくくなっています。「子どもが学校で安心して生活し、友だちと仲良く遊び、関わり合いながら学んでほしい」という多くの保護者・教職員の願いに寄り添った対応が求められています。今後、どう学校づくりを進めていくのかはまさに重要な課題であり、各学校において、その学校の実情にあった取り組みがますます重要になってきます。

20 さて、今回で31年目をむかえる校長会と尾北教労との懇談会ですが、「尾北の子どもと教育のためにともに力を合わせ努力していく」という姿勢を、毎回確認し合って会を重ねることができました。また、これまでの懇談会で、

○ 子どもの願いや心の痛みを真正面から受けとめる学校をつくる。

○ 血の通った働きやすい職場をつくる。

25 ○ 保護者や地域としっかり手をつなぐ。

○ 教育という専門性と崇高な使命にふさわしい教員としての身分を保障する。

という4つの立場をともに大切にしようと話し合われてきました。今年度の懇談会もこの立場をもとにした話し合いになればと考えています。

30 今回、懇談したい内容について、提言と要請という内容でまとめました。諸課題の解決にむけ、関係機関への働きかけを含め、ともに取り組んでいきたいと考えています。ご検討の程よろしくお願いします。

\*\*\*\*\*

**(1) コロナ感染予防と学校生活**

**<現 状>**

35 今年度の夏休み以後、コロナ感染の収束が進み、学校での教育活動も感染レベルの緩和に合わせて再開されてきました。しかし、その一方で、全国一斉休校と、学校再開後も続く長期のコロナ禍により、子どもの心と体に深刻な影響を及ぼしています。

40 コロナ感染予防に留意しながらの学校生活は、今後も続くことが予想されます。そして、これまで取り組むことが困難であった学び合いの教育など、真に豊かな教育活動をどう実現していくのが課題になっています。また、コロナに関してさまざまな思いや考えがある中、子ども・保護者・教職員にとって、無理のない形で進めていくことが求められています。

**<提 言>**

45 コロナ感染予防と学校生活を考える上で、以下の点が重要だと考えますがいかがでしょうか。

- ① コロナ感染予防と学校生活については、何よりも「子どもたちの心と体」を第一に考えていく。特に、精神的なストレスや不安感を和らげるよう、一人一人の子どもに寄り添い、あたたかい学級づくりや、無理のない学習指導を心がける。そのために、小中全学年での35人学級を早期に実現し、さらなる少人数学級を目指す。
- 5 ② コロナ感染症対策のための検温や消毒等の業務、さらには、3密を避けての授業形態や指導方法の工夫など、多くの教職員が疲れやストレスを抱えながら勤務している実態がみられる。子どもと教職員が、心身ともにゆとりをもって学校生活を送れるようにする。
- 10 ③ コロナ感染症対策については、世間一般にコロナに対してさまざまな考え方があり、学校においても教職員間での共通理解が図りにくく、指導の違いで困惑する状況を招いたり、学校運営に支障が生じたりする心配がある。現状においては「学校の新しい生活様式」（文科省）や「教育活動の実施等に関するガイドライン」（愛知県教委）で示された内容や基準をもとに、教職員間での共通理解を図っていく。
- 15 ④ 学校での教育活動については、感染レベルの緩和に合わせて活動を再開していく。特に、ペアやグループでの活動など、学び合いの教育の充実に向けて検討していく。
- ⑤ 校内で、コロナ感染者及び濃厚接触者が発生した場合は、当事者にとっては、風評被害等の心配もあるので、保護者との話し合いを大切にしつつ、教育委員会や保健所などの関係機関と協議して対応を進める。
- 20 ⑥ コロナ感染症対策の中でも、教職員が本務に専念できる体制を今後も確保するため、消毒やトイレ清掃等に携わるスクールサポートスタッフ及び学習支援員の加配を来年度も継続する。

## (2) G I G Aスクール構想・タブレット

### <現 状>

- 25 1人1台タブレットについて、組合が行ったアンケートでは、先生方からさまざまな声が寄せられました。「学習にも業務の効率化にも有効」「これからの時代、ICTは切っても切れない」という期待や賛同の声がありました。その反面、「必要性は感じられない」「タブレットを使うことが目的化しつつある」「新たな教材づくりや使い方指導などで多くの時間がとられてしまう」など、不安の声や負担軽減を求める声が多く寄せられています。
- 30

また、子どもたちの発達や健康への影響を心配する声が多く寄せられました。さらに、一部リモート授業が先行して実施されたところでは、「先生方の負担が大きすぎた」「不登校気味の子が学校へ足を運ばなくなる恐れがある」などの意見が聞かれました。

- 35 今後も子どもたちのためになる運用の仕方を議論し続けていくことが求められます。また、G I G Aスクール構想や「教育のデジタル化」については、動向を一層注視する必要があります。

### <提 言>

G I G Aスクール構想、1人1台タブレットを用いた教育活動について、以下の点が重要だと考えますがいかがでしょうか。

- 40 ① タブレットありきではなく、必要な場面において無理のない範囲で活用する。
- ② 視力低下や健康被害、依存性・中毒性の懸念があるため、適切なルールや制限を設ける。
- ③ 教職員への研修を適切に設けるとともに、研修の負担が大きくなるよう実施の仕方や時期に配慮する。
- 45 ④ 全小中学校へのICT支援員の配置や拡充を進める。

- ⑤ 教員にも子どもと同じタブレットを配備する。
- ⑥ タブレットの家庭への持ち帰りについては、その管理と使用方法を家庭に委ねることになるため、保護者の意思を尊重する。
- ⑦ 通信費や破損の際の修理費などが、保護者負担とならないようにする。
- 5 ⑧ リモート授業は、子どもたちの学び合いや関わり合いが損なわれたり、対面とリモートの併用で教員の負担が増えたりする恐れがあるため、慎重に検討する。
- ⑨ ICT機器活用による「個別最適な学び」によって子どもたちが分断されたり、学力格差が広がったりすることのないようにする。
- 10 ⑩ デジタル庁と文科省が中心となって推進しようとしている「教育データの利活用」は、子どもの個人情報に本人の意図しないところで蓄積や民間利用されたり、その個人情報が漏洩したりする心配があることから、中止や改善を求める。

### (3) 小学校高学年の教科担任制

#### <現 状>

- 15 文科省は2022年度から小学校高学年において「専門性の高い教科指導を行う」「教員の持ちコマ数を軽減する」ことを目的に、教科担任制を導入する方向を示しました。英語・理科・算数・体育を優先教科としています。しかし政府の予算案では、専科教員の増員について、4年間で3,800人、来年度は950人という不十分きわまりないものです。これでは文科省自身が言っている目的は達成できないこととなります。
- 20 組合で行ったアンケートでは、「教科担任制の方が、子どもは専門的な教育が受けられてよい」「教科担任制は、『みんなで子どもを見る』につながり、担任が一人で抱え込むことも減ると思う」といった声が寄せられました。その反面、「小学校は担任が学級をみることに良さがあると思うので、導入は慎重にしたいと考えます」「教科担任制は、専科教員を増やす方向でないと、担任どうして教科を入れ替えるしかない」といった不安の声がいくつも寄せられました。
- 25 小学校高学年での教科担任制の必要性や、子どもにとってどうなのかなどを、各学校できちんと論議する必要があります。

#### <提 言>

- 30 小学校高学年の教科担任制については、以下の点が重要だと考えますがいかがでしょうか。
- ① 教科担任制の導入については、教科担任制ありきではなく、専科教員の加配に応じた教科担任制を基本に、各学校の実情に合わせ、全職員でよく検討する。
- ② 教科担任制を導入する場合の教科については、文科省が示している優先教科に縛られず、各学校の実情に応じて決める。
- 35 ③ 専科教員の加配に向け、国や各自治体への働きかけを行う。特に、音楽と英語については、各校に専科教員を配置する。

### (4) 教職員の多忙化解消と働きやすい職場づくり

#### <現 状>

- 40 「部活動をはじめ生徒指導など、日本の教員はあまりにも教育以外のことで力を消耗し疲れ切っています。純粋に、子どもに教える教育力を高め実践していくことに専念できなければ、日本の未来は明るくないと思います」というアンケートの声にあるように、多忙化解消は、教員の健康を守るために重要な課題であり、また、教員の疲弊による教育力の低下という問題にもつながります。
- 45 尾北の各市町や学校では、コロナ禍での行事の抜本的な見直しを含め、ここ数年で、主

に以下のような具体的な改善が進められてきました。

ア 小学校陸上運動記録会が廃止された。

イ 市の美術展や作品展に関して、学校単位での参加を取りやめる市町が増えた。

ウ 学校訪問は、授業を参観のみにするなど、簡素化が進められた。

5 エ 運動会は半日日程、学芸会や学習発表会は授業とリンクした内容で行うなど、行事の抜本的な見直しが進められた。

オ 通知表や指導要録の所見の文章表記の簡素化が進められた。

カ 部活動の見直しについて、朝練習の中止や見直しをはじめ、活動時間を減らす方向で取り組みが進められた。また、社会体育への移行の検討が始まった。

10 キ タイムカードやICカードなどにより、勤務時間の客観的な管理がされるようになってきた。

ク 日常で使用する個人別割振変更簿がすべての学校に設置された。

ケ 支援員が増員され、スクールソーシャルワーカー・スクールメンタルサポーターが配置された。

15 アンケートで「コロナ禍で、行事の見直しなどが進められましたが、コロナ後の学校運営を無条件で元に戻すのではなく、多忙化解消の観点でもう一度しっかり検討したい」「定時退校等、学校での勤務時間を減らす取り組みは、仕事量が減らなければ変わらない」という声があるように、多忙化解消に取り組みをさらに進めていきたいものです。

20 そのためには業務改善も大切ですが、専科教員の加配や30人学級の実現など、教職員増員が必要です。

また、多忙化解消について、教員、特に学級担任の切実な願いは、実務時間（空き時間）の確保です。仕事の効率化が求められ、早く学校から帰るよう言われますが、実際には、休憩時間も確保できない状況で日々を過ごし、学年・学級事務、校務分掌の業務などに追われ、一番の本務である授業準備や教材研究が後回しになっています。大量で多種に及ぶ業務を勤務時間内に終わらせるようにするには、実務時間（空き時間）の確保が強く求められています。

25 アンケートでも「休憩時間は全くない。空きコマもない。書類作成の残業で身体を壊した」という声がありました。空き時間の確保は、担任の身体的精神的ゆとりを確保することにもつながります。それにより、子ども一人一人に目が行き届き、教育全体への効果も期待できます。

30 また、教職員が安心して、生き生きと働くためには、多忙化解消のための諸施策だけでなく、教職員一人一人の心情や状況に配慮することが大切です。愛教労には毎年のように、パワハラ相談が寄せられています。また、家庭の事情や本人の健康、学級のことなど、悩みや問題を抱えたまま言い出せない教職員もいます。皆が安心して働けるよう、管理職が中心となり、気軽に相談できる職場の雰囲気をつくるとともに、教職員の様子に気配りと声かけをしていくことが望まれます。誰もが安心して働きやすい職場にしていくことが必要です。

#### <要 請>

40 ① 小中学校全学年の30人学級の実現と、専科教員や支援員等の増員を関係機関に働きかけること。

② コロナ感染症予防対策として抜本的に見直しをはかった学校行事等については、多忙化解消の観点をつくめ、来年度も見直しを継続する方向で検討していくこと。特に、以下の内容については、すべての学校で見直しが継続されるよう進めること。

45 ア 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について練習を含めたさらなる見直しを進める。

イ 学校訪問は、来年度も継続して簡素化を図る。

ウ 作品募集に関わる業務（作品収集・審査・名簿作成・作品梱包・発送等）は、本来の学校業務ではないので、学校で請け負わないようにする。

エ 市の美術展や作品展について、学校の関わりをさらに簡素化する。

- 5 ③ 成績処理の時期などは会議を持たないとか、授業時数の累計を考慮した上で午後の授業を減らす日を設けるなど、忙しい時期に合わせた柔軟な対応を行い、仕事ができる時間を確保すること。

- ④ 部活動の改善にむけ、以下の取り組みを進めること。

ア 生徒及び教職員の健康と生活リズムを大切にする観点から、朝練習を中止する。

- 10 イ 活動を行わない曜日を現状よりさらに増やしたり、練習時間を短縮したりする。

ウ 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は部活動指導の主顧問を担当させない。

- 15 エ 部活動指導は、勤務時間外に及ぶ業務であり、自主的自発的なものであるという趣旨から、部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。

オ 部活動の社会体育への移行に向け、検討を進める。

- ⑤ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減にむけ、以下の内容に留意して改善を進めること。

- 20 ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校25時間以内（1日1時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校20時間以内（1日2時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。

- 25 イ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の実務時間（空き時間）確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数やT Tの授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。

ウ 改訂学習指導要領により、学習内容や授業時数が増加している。それに対応するため、専科教員を増やす。

- ⑥ 職員が風邪などの病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。

- 30 ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。

イ ボーナスは30日未満、給与は40日未満なら、その処遇には影響がないこと。

ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。

- 35 ⑦ 職場において、ハラスメントが生じないようにすること。県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31改訂）を周知徹底し、パワハラやセクハラ、マタハラなどを生まない職場にすること。

- ⑧ 気持ちよく働くことができる職場づくりにむけ、管理職がリーダーシップを発揮すること。特に以下の点について留意すること。

ア 諸問題に対して担任一人任せにせず、職員全体でサポートする体制づくり

- 40 イ 年休や療養休暇、男性を含めた育児休業、時間外勤務の割り振りなどが取りやすい職場づくり

ウ 困っていることを安心して相談できる職場づくり

エ 休暇処理簿等の帳簿を個人別のファイルに綴じるなど、個人情報保護への配慮

## (5) 勤務時間の適正化

### <現 状>

#### (勤務時間の管理・運用に関して)

長時間過密労働を解消し、勤務時間内に仕事が終わられるようにするためには、すべての学年での少人数学級の実現や教職員の大幅増員が不可欠です。同時に、仕事内容の精選とともに、勤務時間が適正に管理・運用される必要があります。

まず、教職員の健康と生活を守るために、正確な在校記録が不可欠です。公務災害や健康障害などが発生した際に、勤務実態の証拠となります。また、各学校の職員の勤務実態が、学校や市町ごとに集計され、多忙化解消の進捗と今後の課題についての検討資料となります。

しかし、学校によっては、夕方にタイムカードを押してから残業していたり、休日に学校に来て仕事をしていても在校時間を記録していなかったりするなど、在校時間の虚偽報告が依然として見られます。管理職がそれを知りながら策を講じていない学校もあります。また、非常勤職員の正確な勤務実態が把握されていない問題もあります。さらに、休憩時間がとれなかった際は、県教委の依頼文書に合わせ、在校時間記録を修正することも課題になっています。

在校時間の記録は本来、管理職の責任においてなされるべきものです。休日の勤務やとれなかった休憩時間を含めた職員の在校時間が正確に記録されることが重要です。

文科省が策定した勤務時間の「上限指針」では、残業時間が月45時間、年360時間を超えないようにすることが示されました。本指針の本来の趣旨は、多忙化を解消し、残業時間を減らしていくことです。しかし、先生方からは「仕事の適切な割り振りをしていないのに、早く帰れと言われても帰ることができません」といった声も聞かれます。業務改善が進められないまま、早く帰ることのみが強調されるのは、「時短ハラスメント」に繋がる問題となります。教職員一人一人に責任を押しつけるのではなく、職場全体の業務改善が必要です。

また、学校では、昼の休憩時間をほとんどとれないのが実情です。連絡帳の返事の記入、ノートやプリントの点検、委員会活動の指導などの仕事をしています。たとえ職員室に戻ってお茶を飲んでいても、同僚から仕事上のことで話しかけられたり、子どもが用事で来たりすれば対応します。夕方の休憩時間にも会議や打ち合わせ、現職教育を行っている学校もあります。

学校づくりアンケートには、休憩時間に関連して、「毎日、休憩・休息がとれない。これが一番の問題。仕事量が減らなければ、これら（割り振りや休憩時間、年休・療養休暇など）をもらっても・・・」という声が寄せられています。

休憩時間の確保については、業務改善を進めるとともに、少なくとも管理職から「やむを得ない業務などで休憩がとれなかった場合は、割り振りで対応する」と全職員に説明した上で、確実に割り振りを行うことが求められています。

2019年12月に、1年単位の変形労働時間制の導入を可能にする給特法の改悪が行われました。これは、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には多忙化をさらに進める恐れがあるものです。退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼすとともに、子どもたち一人一人に寄り添った教育づくりにも逆行する恐れがあります。ただし、導入は各自自治体の判断によるものとされており、各市町で導入しないことが求められています。

#### (時間外勤務の割り振りに関して)

尾北では、日常で使う個人別の割振変更簿が、すべての学校で設置され、本人が必要なときに、気兼ねなく申請することができる職場が増えています。一方で、設置されている

ものの、職員にきちんと知らされず、十分活用されていないところもあります。まずは割振変更簿が設置されたことを伝え、その使い方を全職員に説明し、日常で使う個人別の割振変更簿を生かすことが求められています。

5 さらに、せっかく割り振りされても、平日には忙しくて割り振りをとれない場合もあります。「割り振り」は、本来、勤務時間の適正な管理に向けた「校長の責務」であり、校長が「割り振りを確実にとらせる」ようにしなければなりません。

10 割り振りを確実にとることができるよう、多くの職場では、長期休業中にもとれるようにしています。さらに、学校によっては職員全員にとってよく分かる客観性のある方法で取り組まれています。校長が割り振り対象の業務と日時数について、「割振変更簿に鉛筆書きで直接記入する」「印刷して配付する」「長期休業中の動向表の備考欄に記載する」「職員室のホワイトボードや校務支援ソフト（C4th）に記載する」などです。また、全職員の割り振りの状況をきちんと把握して、割り振りをまだとっていない職員に対して校長から声かけをしているところもあります。

15 なお、県教委は、愛教労との交渉の場で、割り振りに関して「愛教労の提示している7項目も含め、校長が命令したものは、すべて割り振りの対象となる」と、見解を示しています。

#### (休日勤務に関して)

休日に勤務を命ずる場合については、振替休日を設定するだけでなく、以下のような理由から、早めに勤務の拘束が解かれることが求められます。

20 ア 本来、休日は職員の身体を休ませるだけでなく、「文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を営むためにも不可欠な日であり、勤務させないのが原則です。

イ 「原則として時間外勤務を命じないものとする」「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、・・・臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」<sup>(＊1)</sup>とされていますので、休日勤務は必要最小限にすることが求められます。

25 \*1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」

ウ 時間外勤務を命ずる際は、「公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」「教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない」<sup>(＊2)</sup>として、健康と福祉を害しないよう配慮が義務づけられています。

30 \*2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

このように、土曜日や日曜日の勤務当日は、早めに勤務の拘束を解く配慮が求められます。早めに勤務の拘束を解くためには、日頃の時間外勤務の割り振りを、休日勤務当日に行うことで対応できます。

35 なお、昨年度の校長会との懇談会で、校長会から「週休日はリフレッシュや健康のために大切である。日ごろの時間外勤務の割り振り変更などで、早めに勤務を解くことは可能である」という見解が示されました。

#### <要 請>

##### (勤務時間の管理・運用に関して)

① 7時間45分勤務が確実に守られるよう、以下の内容について配慮すること。

40 ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。

イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。

45 ウ 職員会議や打ち合わせ、学年会・部会・現職教育などは、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。

エ 行事（後片付けを含む）や研究発表会なども16時15分までに終わるよう計画を立てて取り組む。

② 休憩が確実にとれるようにすること。やむを得ず休憩がとれなかったときは、適切な割り振りを行うこと。

5 ③ 在校時間については、非常勤職員を含めた全職員が記録するとともに、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。記録にあたっては、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を少なく記録するような虚偽報告とならないようにすること。また、休憩をとることができなかつた際は、県教委の依頼文書に則り、在校時間記録表を修正すること。

10 ④ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を受け、月45時間超の職員がゼロとなるよう、多忙化解消にむけたさらなる取り組みを進めること。なお、業務縮減することなく、早く帰ることを強要しないこと。

⑤ 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないよう関係機関に働きかけること。

#### **（時間外勤務の割り振りに関して）**

15 ⑥ 時間外勤務の割り振りについて、朝の登校指導や夕方の休憩時間に及ぶ打ち合わせや会議を行ったときなどは、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、個人別の割振変更簿の使い方を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかつた場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。

20 ⑦ 時間外勤務があつたときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、16時15分からさかのぼって割り振りをすること。少なくとも、年休と同じように、夕方の休憩時間の30分を除いて、16時30分からさかのぼって割り振りをすること。

#### **（休日勤務に関して）**

25 ⑧ 休日勤務をなくすこと。やむを得ない場合は、必要最小限にすること。運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないよう、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。

30 ⑨ 授業時数の確保のためという理由で、休日の行事終了後の午後に授業が組まれる学校もみられるが、休日は子どもたちが家庭で過ごす日であるという趣旨から、行事終了後は、できるだけ早く下校させるようにすること。

⑩ 休日における地域やPTAの行事への「ボランティア参加」をなくすこと。やむを得ず行う場合でも、教職員にとっては勤務の一環であるので、時間外勤務の割り振りをすること。

35

40

45



【資料】休憩時間がとれなかった際の在校時間記録の修正（県教委の依頼文書）

5

29尾教第2586号

平成30年2月8日

各市町教育委員会教育長 殿

10

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

(公印省略)

在校時間等の状況調査と長時間労働による健康障害防止のための取組調査  
の一部変更について（依頼）

15

(途中割愛)

記

【変更前】在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8時間30分）以外に自主自発的に業務に  
従事した時間」

20

【変更後】在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8時間30分）以外に自主自発的に業務に  
従事した時間」 + 「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」

25

なお、労働基準法上、休憩時間は明確に割り振られているものです。したがって、特別な  
事情がない限り、校長が教職員に対して休憩時間に勤務するよう命じることはありません。

担当 教職員課 小中学校人事グループ

電話 052-954-6770

30

【資料】割振り変更簿の調査結果(愛知県教委)の抜粋<数字は小中学校数>

35

令和2年度 勤務の割振り変更簿調査結果

※ ア(作成している) イ(作成していない)

市町村名	元年度		2年度		
	ア	イ	ア	イ	
一宮市	0	61	0	61	口頭で対応しているため
稲沢市	32	0	32	0	
犬山市	14	0	14	0	
江南市	14	1	15	0	
岩倉市	7	0	7	0	
大口町	4	0	4	0	
扶桑町	6	0	6	0	

40

45

【資料】 日常で使う個人別の割振変更簿の例

勤務時間の割振変更簿

No.1

5

職員氏名 ( )

10

15

命令月日	決済	勤務を命ずる日及び割振となる時間		勤務の内容	勤務時間の割振を変更する日及び時間		職員 確認印
		勤務を命ずる日	割振となる時間		変更する日	変更する時間	
4月4日	(例)	4月4日(全)	1時間00分	入学式準備	4月7日(月)	15時25分から 16時55分まで(1時間00分)	印
5月15日	(例)	5月15日(木)	2時間00分	職員会議	5月16日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	印
6月2日	(例)	6月2日(月)	1時間00分	現職教育	月 日( )	時 分から 時 分まで( 時間 分)	
6月9日	(例)	6月9日(月)	1時間00分	職員会議	6月13日(全)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	印
月 日		月 日( )	時間 分		月 日( )	時 分から 時 分まで( 時間 分)	

【資料】 愛知県教職員労働組合協議会と愛知県教育委員会との交渉における確認内容

20

2008年2月3日・2009年2月17日

「以下の内容について、命じられた業務であれば勤務時間の割振り変更の対象となる。」(県教委)

- ① 職員会議(学年会・公務分掌上の会議), 職員研修, 研究授業の準備
- ② 学校行事(準備時間をふくむ)  
(例)運動会のための早朝練習・準備もふくむ
- ③ 児童・生徒の指導に関わる業務
  - A 児童・生徒の指導・安全指導・パトロールに関わる業務
  - B 児童の安全確保のための早朝の登校指導・放課後の下校指導
  - C 進路指導に関わる業務(入試・発表指導)
  - D 補習業務
  - E 児童・生徒会・委員会活動指導
- ④ PTA活動, 地域教育会議の活動
  - A 委員会活動
  - B 地区懇談会
  - C 地域教育会議(体育祭等)に関する業務
  - D 街頭補導・パトロールに関わる業務
- ⑤ 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知表記入の時間
- ⑥ その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な業務
- ⑦ 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成